

ケレバ、木ホドナク枯ニケレドモ、人チカラモヲヨバズ、君モオホセラレ、事ナシ、

〔高祖遺文錄 二十四〕三澤鈔錄内十九卷二十紙、啓、柑子カウジ一百昆布、海苔、於胡、ヲゴ等ノ生ノ物ハル、タル、

ワザ態ワザ山中ヘヲクリ給テ候並、ナラビニウツブサノ尼、ゴゼンノ御小コソ神一テ給候了、

〔徒然草上〕神無月の比くるす野といふ所を過て、ある山里にたづね入事侍しに、はるかなる苔のほそ道をふみ分て、心ほそく住なしたる庵あり、木葉にうづもる、かけひの雫ならでは露をとなふものなし、あか棚に菊もみぢなど折ちらしたる、さすがにすむ人のあればなるべし、かくてもあられるよと哀に見るほどに、かなたの庭におほきなる柑子の木の枝もたは、になりたるが、まはりをきびしくかこひたりしこそすこしことさめて、此木なからましかばとおぼえしか、

〔璫囊抄一〕柑類ヲ俗家不植ト云何因縁ゾ、凡ソ雖有此説、悞ナル本文ヲ不見、是於本朝事歟、柑類九種アリト云、是一菓所舍也、古人説云、大柑子、梧桐、芭蕉、紫荆、欵冬等、其處不佳、是皆人間珍重物也ケル故ニ、有過分徴云々、如聖教云、人間作法依正二報難備者也、所以依報増スル時、正法還滅ス、仍過差事不可好者也、其大柑子、橘、柚等九種香菓種始テ來シ時、國主并持來使者共亡シキ、故其種尙不利也ト云也、譬ヘバ、人皇第十一代垂仁天皇辛酉歲、但馬毛理ヲ遣常世國、令求香菓給フ、而ルニ朝使不歸前、庚午歲、天皇崩御成、即大和國添下郡菅原伏見中陵葬シ奉ル、爰但馬毛理景行天皇即位元年辛未歲、常世國ヨリ還テ九種ノ香菓捧獻、陵滯泣曰、受命渡海往還間、經十ケ年、今已向陵、雖經奏聞、更無勅答、御音、臣獨生何益有トテ、叫哭自死ス、群臣感志、爲其墓、陵傍作ト云リ、如此求之、主人使者共死シテ、菓子今傳ハル、柑子其首タリ、此故殊ニ俗家植ル事ヲ忌ト云云、根本一菓中九種ノ種子ヲ含メリト云リ、

〔錦所談三〕橘。大柑子。小柑子。